

開発行為の許可に当たって付する条件例について

〔 昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 - 2525
林野庁指導部長から各都道府県林務担当部長あて 〕
〔最終改正〕 平成 15 年 7 月 28 日付け 15 林整治第 920 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 4 項及び第 5 項の規定の運用については、「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整治第 2396 号農林水産事務次官依命通知）の別紙の第 3 のとおりであるが、開発行為の許可に当たっては、下記の例により具体的案件に即した条件を付することとされたい。

記

1 必須条件例

- (1) 以下の条件に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。
- (2) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- (3) 都道府県の職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (4) 開発行為を完了したときは、遅滞なく知事に届け出ること。また、都道府県の職員が施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (5) 開発行為を中止し又は廃止したときは、遅滞なく知事に届け出るほか、知事の指示に従い防災措置を講ずるとともに、都道府県の職員が実施結果につき確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (6) 開発行為に係る土地の権利の譲渡を行うときは、あらかじめ知事に届け出ること。
- (7) 開発行為の計画を変更するときは、許可の変更申請を行うこと。
- (8) 開発行為の施行中に災害が発生した場合には、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく知事に届け出ること。

2 案件に応じた条件例

- (1) 6 か月毎に開発行為の施行状況について知事に報告書を提出すること。
- (2) えん堤、沈砂池等の施設の設置を先行し、切土、盛土又は捨土は、下流に対する安全を確認した上で行うこと。
- (3) 切土、盛土又は捨土は、強雨時、台風襲来時又は融雪時には行わないこと。
また、強雨時、台風襲来時又は融雪時には施行途中の切土、盛土又は捨土が流出し又は崩壊しないように流出及び崩壊の防止措置を講ずること。
- (4) 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように、杭打ちを行うこと。
- (5) 法面上又は法肩付近の不安定な岩塊、土塊、樹根等は除去すること。

- (6) 盛土及び捨土は、30 センチメートルないし 40 センチメートル毎に十分締め固めを行うこと。
- (7) 法面の緑化作業は、4 月末までに行うこと。
- (8) 利用後は、スギをヘクタール当たり 3,000 本以上植栽すること。
- (9) 付替道路の設置は、2 月末までに完成すること。
- (10) その他